

# 長門川水道企業団応急給水計画

平成27年 3 月

長門川水道企業団

## 1 目的

この計画は、地震災害等により水道施設が多大な被害を受け、断水あるいは汚染等により住民が飲料水を確保することができなくなったとき、最小限度必要な量の飲料水を供給するとともに、災害を受けた水道施設の応急復旧を行い、災害地の生活用水を確保する。

## 2 給水対策

### (1) 給水対策

災害が発生し、水道施設の破損等により、飲料水、炊事用水、その他生活に必要な水の供給が停止した場合には、直ちに応急給水を実施する。また、被災者が飲料水等を得ることができない場合も同様とする。

### (2) 被災後の応急措置の内容

- 1) 送水、配水、浄水施設等の被害把握、仮復旧
- 2) 給水車等の応急給水方法及び人員の確保
- 3) 利用者への損害状況、注意事項等の広報

## 3 需要の把握

応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握する。

## 4 給水の準備

### (1) 住民への周知

- 1) 応急給水にあつては、広報車の巡回、防災行政無線等により住民に周知する。
- 2) 広報内容
  - ア 給水場所、給水時間及び応急給水方法
  - イ 水道施設の復旧見込み及び被害状況
  - ウ その他必要事項

### (2) 給水拠点の設定

給水拠点はあらかじめ公共施設等に設定する。

## 5 給水の方法

### (1) 給水量の目標

応急給水量は、段階別に次のとおりとする。

段階	災害発生からの日数	目標水量	用途
1	3日まで	3ℓ／人・日	生命維持のための最低限必要な水量
2	10日	20ℓ／人・日	簡単な炊事、洗面等最低生活を営むための水量
3	21日	100ℓ／人・日	浴用、洗濯等に必要水量
4	28日	250ℓ／人・日	平常時給水量

## (2) 方法

- 1) 応急給水の方法は、「仮設給水栓給水」とする。
- 2) 「仮設給水栓給水」は、給水拠点に給水タンクを設置し給水を行う。
- 3) 浄水場浄水池及び配水場配水池を給水基地として車両により拠点到に運搬する。
- 4) 利用できる消火栓がある場合は、応急給水装置に接続し、給水を行う。
- 5) 医療施設、老人施設などに対しては、優先して給水を行う。
- 6) 復旧が長期間を要すると予想される断水地域や大量の水を必要とする大規模な医療関係等の断水に対しては、状況に応じて応急仮配管を行い仮設給水栓を設置して、給水を行う。

## (3) 水質の安全対策

- 1) 給水車等については、タンク内の清掃を行い飲料水の安全を図る。
- 2) 仮設給水栓から給水する場合、色及び濁り並びに残留塩素に関する検査を行い飲料水の安全を図る。

## 6 応援要請

応急給水及び復旧の両面において、現有の災害対応能力では水道機能の早期回復が望めないと判断した場合は、災害時応援協定事業者、構成市町及び千葉県水道災害相互応援協定に基づいて応援を要請し、資機材及び人員の確保を図る。また、大規模災害においては、自衛隊等にも協力要請を行う。

## 7 給水拠点

給水拠点一覧

	市 町	施 設 名	所 在 地
1	栄町	ふれあいプラザさかえ	栄町安食938-1
2	栄町	栄町消防署	栄町生板鍋子新田乙20-71
3	栄町	竜角寺台小学校	栄町竜角寺台6-26-1
4	栄町	布鎌小学校	栄町請方157-1
5	印西市	本埜第二小学校	印西市笠神1743

## 8 給水基地

給水基地一覧

	施 設 名	所 在 地
1	前新田浄水場	栄町安食2849-16
2	上前浄水場	栄町安食2162
3	酒直配水場	栄町酒直台2-30-1

※ 酒直配水場では、緊急井戸の使用が可能